

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東日本大震災復旧・復興支援助成実施要領

(平成 23 年 10 月 3 日平成 23 年度要領第 8 号)

最近改正 平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要領第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東日本大震災復旧・復興支援助成実施要綱（平成 23 年度要綱第 10 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業)

第 2 条 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業については、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象事業は、次に掲げる事業であること。

ア 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

イ 総合型地域スポーツクラブマネージャー設置事業

(2) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在する総合型地域スポーツクラブ	アの事業 4,000 千円
	イの事業 4,596 千円

(東北総合体育大会開催支援事業)

第 3 条 東北総合体育大会開催支援事業については、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象事業は、東北総合体育大会を開催する事業であること。

(2) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
岩手県、宮城県、福島県	4,000 千円

(スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業)

第 4 条 スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業については、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象事業は、次に掲げる事業であること。

ア スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室

イ その他必要な事業

(2) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
公益財団法人日本体育協会	アの事業 200,000 千円
	イの事業 30,000 千円

(被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業)

第 5 条 被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業については、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 整備しようとする施設は、東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在するものであること。

(2) 助成対象事業は、次に掲げる事業であること。

ア クラブハウス復旧整備事業

イ スポーツ競技施設復旧整備事業 1 件あたりの助成対象経費の合計額が 10,000 千円（助成金の額は 7,500 千円）以上のものであること（助成対象者が総合型地域スポーツクラブの場合を除く。）。

(3) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区域内に含む県が出資又は拠出したスポーツ団体	イの事業 150,000 千円（助成金の額は 112,500 千円）
東日本大震災による災害救助法適用市町村が出資又は拠出したスポーツ団体	アの事業 15,000 千円（助成金の額は 11,250 千円）
	イの事業 150,000 千円（助成金の額は 112,500 千円）
東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区域内に含む県体育協会	イの事業 150,000 千円（助成金の額は 112,500 千円）
東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在する法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	アの事業 15,000 千円（助成金の額は 11,250 千円）
	イの事業 30,000 千円（助成金の額は 22,500 千円）

(その他)

第 6 条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領（平成 15 年度要領第 16 号）の規定に準じる。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 3 日から施行し、平成 24 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年度要領第 2 号）

- 1 この要領は、平成 25 年 10 月 31 日から施行し、平成 26 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 25 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要領第 7 号）

この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行する。